

人材開発支援助成金受給までの流れ

～教育訓練休暇付与コース～

貴社

弊社

教育訓練休暇等制度を規定した
就業規則の作成

実施計画書の作成

制度導入・適用計画届の提出

申出者が訓練を受講等

3年間で毎年1人以上および
3年間で合計5日以上（100人未満の場合）

支給申請

制度導入の翌日から3年経過